

**第4次**  
**防府市行政改革大綱**  
(平成20年度～平成24年度)

平成20年10月  
防 府 市

# 目 次

第 1 章	改革の必要性	
1	これまでの検証	1
2	本市の財政状況	2
3	更なる改革の必要性	3
第 2 章	基本方針	
1	体系図	4
2	計画期間	5
3	推進体制	
第 3 章	改革に取り組む 3 つの視点	
1	「量」の改革	6
2	「質」の改革	
3	「参画・協働」の推進による改革	
第 4 章	改革を進める 8 つの重点項目	
1	人事管理の見直し	7
2	組織・マネジメントの改革	
3	事務事業の再編・整理	
4	事務事業の外部委託・民営化	8
5	外郭団体の見直し	
6	健全な財政運営の確保	
7	公の施設の見直し	
8	地域協働の推進	9

## 第1章 改革の必要性

### 1 これまでの検証

平成13年度に、「本市行政のあるべき姿の再構築」を念頭に、

- (1)業務の効率化の推進
- (2)適正な組織・人事管理の構築
- (3)給与体系の適正化
- (4)健全な財政運営
- (5)行政評価への取組み

の5つを重点項目とした、第3次行政改革大綱を策定しました。

この大綱に基づき、平成14年度に推進計画、平成15年度には第3次行政改革実行元年としての実施計画を策定し、行財政運営全般にわたり聖域を設けることなく、改革に取り組んできました。

主な取組みとして、ごみ収集業務・学校給食・学校用務員の民間委託等に取り組み、行政の効率化・スリム化を推進してきました。

そうした中、平成16年4月26日、合併協議の休止に伴い、単独市政を選択した本市にとって、合併に代わる更なる取組みが喫緊の課題となったことから、これまでの取組みを第3次行政改革大綱の前期計画として一旦整理し、同年度に、前期計画から引継ぐ項目に新たな改革項目を追加した、第3次行政改革大綱の後期計画を策定しました。

平成17年度からは、この後期計画に基づき、国から示された集中改革プランの項目を含めた具体的な取組みを集中的に実施するため、できる限り数値目標を定めた改革に取り組んできました。

主な取組みとして、祝日のごみ収集の廃止に取り組み、それによって節約された経費をごみ処理器購入の助成に充てるなど、新たなごみ減量化対策にも効果的に対応できるようになりました。また、出張所の出張所長を市職員から嘱託員とするなど、市民サービスを低下することなく改革を推進してきました。

その結果、行政の効率化・スリム化等により、第3次行政改革大綱の前期計画と後期計画を通して約40億円（平成19年度末）の経費を削減するなど多大な効果をあげてきました。

## 2 本市の財政状況

### (1) 財政状況

本市の主な歳入である市税、地方交付税及び臨時財政対策債のそれぞれの推移を見ると、市税については、平成9年度をピークに翌年度以降減少傾向にありましたが、平成16年度から僅かながら回復基調にあります。

一方で、地方交付税や平成13年度から普通交付税の代替措置として創設された臨時財政対策債は、三位一体の改革の影響で大幅な減額となり、今後の歳入は非常に厳しい傾向にあります。

また、歳出においては、いち早く行政改革に取り組んだ効果として、人件費等は減少傾向にありますが、少子高齢化の進展や介護保険の制度改革等により、社会保障費は増加傾向にあります。

### (2) 今後の財政収支見通し

本市の今後の財政見通しとして、歳入面では、自主財源の根幹をなす市税収入は、国から地方への税源移譲により増加したものの、景気の先行きに懸念が増す中、市民税の動向は不透明な状況であり、固定資産税についても地価の下落傾向という減収要因があることから、市税収入の大きな伸びは期待できません。加えて、三位一体の改革により地方交付税は大幅な減少となり、自主的・自発的な施策展開ができる一般財源は減少すると予測されます。

一方、歳出面では、長年の懸案であった新体育館建設事業（平成19～22年度）や廃棄物処理施設整備事業（平成19～25年度）の大型事業による投資的経費の増加や少子高齢化に対応した社会保障費の増加等が予測され、「防府市中期財政見通し」においても財源不足が見込まれることから、厳しい財政状況が予想されます。

( ) 「防府市中期財政見通し」は、防府市ホームページの財政課で公表しています。

### 3 更なる改革の必要性

本市では、それぞれの時代背景の中で、他市に先駆けいち早く、より効果的な行政のあり方を求めて行政改革に取り組んできたことで、多大な成果をあげてきました。

しかしながら、地方分権の更なる進展、人口減少社会、少子高齢化、高度情報化の急速な進展や地球温暖化などの環境問題に対する関心の高まりなどの社会経済情勢の変化により、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変革しています。

特に、行財政環境は、国や地方を通じた構造改革で急激に変化しています。中でも、財政状況については、三位一体の改革により、所得税から住民税への税源移譲がなされ市税収入は増加したものの、一方で国からの地方交付税や地方譲与税が大幅に減額となっており、加えて、大型事業による投資的経費の増加や少子高齢化の進展に伴う財政需要の増加等により、今後、多額の財源不足が予想されます。

このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心はますます高まるなど、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、本市においても、将来にわたり持続可能で、より迅速で適切な対応ができる、真の行財政システムの構築が強く求められており、自己決定・自己責任という自治の原点に立った政策立案機能の確立や財政健全化のための体制整備に果敢に取り組まなければなりません。

このため、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、公共の守備範囲を見極めた上で、行財政運営の公正性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって施策展開を推進するとともに、相互に協力、連携することで、相互補完的な関係を築きながら協働によるまちづくりを推進する必要があります。

今後、基礎自治体においても厳しい行財政運営が求められている中、本市においては、将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するため、今一度初心に立ち返り、行政経営の視点から行財政全般を聖域を設けることなくゼロベースで見直し、その上で、『市民の目線に立った』更なる意識改革のもと行財政改革を断行することとします。

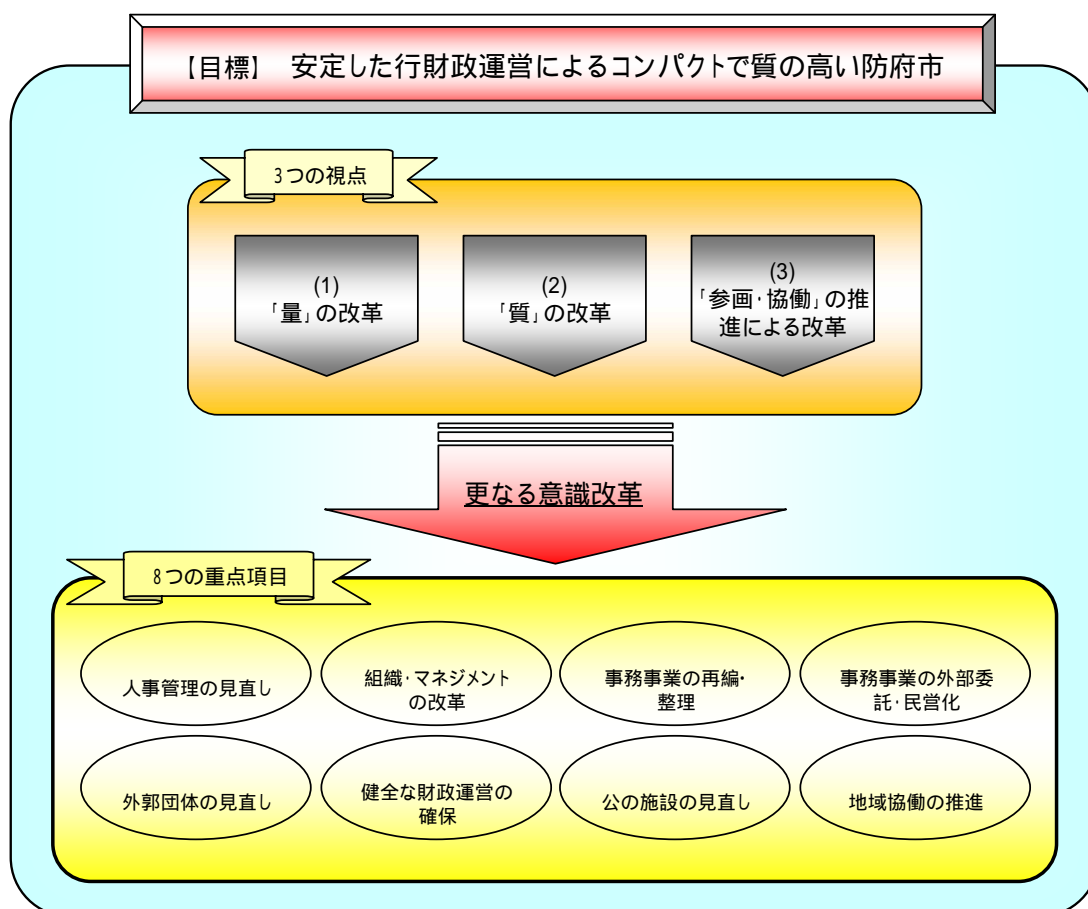
## 第2章 基本方針

本市を取り巻く社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの的確な対応が求められています。

そのため、限られた財源、人員で、効率的・効果的な行財政運営の推進に当たっては、自らの改革の歩みを緩めることなく、自己決定・自己責任に基づいた施策展開ができる行財政システムを構築していく必要があります。

本大綱では、市民福祉の一層の向上や継続的で自立した行財政運営による質の高い行政サービスの実現のため、更なる意識改革のもと「量」・「質」・「参画・協働」の新たな視点で、「安定した行財政運営によるコンパクトで質の高い防府市」を目指します。

### 1 体系図



## 2 計画期間

第4次行政改革大綱は、平成20年度から平成24年度までの5か年を計画期間とします。なお、本大綱に沿った実施計画を毎年度策定し、改革を推進していきます。

## 3 推進体制

行政改革の推進は、「防府市行政改革推進会議」、その下部組織の同幹事会、重要事項や組織横断的な事項等については研究部会を設置し、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、全庁一丸となって取り組んでいきます。

また、市民の視点に立った様々な意見を取り入れるため、公募の市民や学識経験者等で構成する「防府市行政改革委員会」を設置し、市民生活に直接影響のある項目について諮問・答申を受け、これに基づいた推進計画の実施に取り組んでいきます。

なお、改革の目標数値や効果額等を入れた実施計画の取組状況については、年度ごとに進捗状況を適正に管理し、更なる行政改革の推進を図るため、同委員会に報告するとともに、市ホームページ等において公表していきます。

## 第3章 改革に取り組む3つの視点

### 1 「量」の改革

行政サービスを提供する上で、市民にとってわかりやすい組織を前提に、行政運営のあり方を徹底的に再検証することにより、人事管理の見直しや事務事業の再編・整理を図っていくなど、行財政の効率化・スリム化を目指す「量の改革」に取り組んでいきます。

### 2 「質」の改革

平成19年度から取り組んできた行政経営品質の理念を改革の中に取り入れることで、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供することができます。そのため市民満足度や「官から民へ」の観点からの組織・マネジメントの改革や市場競争原理の導入等の「質の改革」に取り組んでいきます。

### 3 「参画・協働」の推進による改革

～市民の声を反映した改革～

多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に対して、限りある財源、人員での対応には限界が生じつつあり、地方分権の進展に対応した自立型の地域社会を実現するためには、市政への市民参画からさらに、市民と行政とのパートナーシップによる協働へと発展させ、時代に即応した「防府市らしいまちづくり」を共に推進していく必要があります。

そのため、公正で透明性の高い市政運営の確保等の環境整備を図りながら、より一層市民への分かりやすい情報提供や、市民の声を市政に反映させやすい環境づくりを行うことで、市民と行政が相互補完的な関係を築くことを目指す「参画・協働」の推進による改革（～市民の声を反映した改革～）に取り組んでいきます。

( )「事務事業」とは、施策目的を達成するための具体的な手段であり、予算事業だけでなく、行政が関与している事業、内部管理的な庶務等も含まれます。



## 第4章 改革を進める8つの重点項目

今回の行政改革は、国の指針の観点に立って、これまでの本市の行政改革の経緯と実情を踏まえ、全庁的な行財政改革推進のための8つの重点項目を定め、「安定した行財政運営によるコンパクトで質の高い防府市」を目指します。

### 1 人事管理の見直し

事業の棚卸しの中で、事務事業や組織の再編・整理、外部委託・民営化の取組みなどと連動させ、第三次定員適正化計画の達成後の平成21年度から、新たな定員の適正化を図ります。

また、多様化・複雑化した市民ニーズに的確に対応するため、職員一人ひとりの更なる資質の向上を図るとともに、職員が目的意識を持って職務を遂行し、組織の中で能力を最大限発揮できるような環境づくりを推進します。

### 2 組織・マネジメントの改革

市民の視点から行財政運営を推進するためには、機動的で弾力的な行政組織の構築が必要となります。市民から見てもわかりやすい組織であることを第一とし、市民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、簡素化された組織体制づくりを推進します。

### 3 事務事業の再編・整理

限られた財源、人員で市民ニーズに的確に対応していくため、市の事務事業をその必要性、事務執行形態により見直し、事務事業の再編・整理、統廃合を推進します。

また、行政評価の取組みにより、事務事業の改善や目標管理、職員の意識改革、行政サービスの向上等の実現を目的とした事務事業の成果指向及

( ) 「事業の棚卸し」とは、市が行っている全事業について、事業ごとにその必要性も含め検討し、実施主体、優先度をつけるなどして仕分けていく作業のことです。

び市民指向への転換を図っていき、効率的・効果的な行政の運営体制を確立します。

#### 4 事務事業の外部委託・民営化

公共の守備範囲を見極めた上で、民間の技術や能力等を十分に活用し、効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供していくため、行政の責任の確保に留意しながら積極的に外部委託・民営化を推進します。

#### 5 外郭団体の見直し

行政経営という観点から、本市と外郭団体との役割分担やそのあり方を基本から見直し、より健全で足腰の強い団体への転換を進めるため、組織の縮小、更には統廃合も視野に入れ、事業の再構築を図ります。

#### 6 健全な財政運営の確保

安定した行政サービスを継続するため、行政経営の視点による財政全般の経営改善に努め、その健全性を確保していきます。特に、歳入に見合う歳出の原理を踏まえ、経費節減と財政能力に応じた公債管理等を進めます。

また、今後とも厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、工夫を凝らして新たな自主財源等の確保に努めます。

#### 7 公の施設の見直し

公の施設について、存続・廃止を含めそのあり方について検証するとともに、行政サービスの質の向上、効率的・効果的な運営、施設運営の公平性・安定性の確保等の観点から、適正な指定管理者制度の運用に努めます。

## 8 地域協働の推進

市民参画と協働によるまちづくりの規範となる自治基本条例の制定を視野に入れて、市民と行政が協働の意味をしっかりと理解した上で、対等な立場で協働し、まちづくりを推進します。

また、地域でできることは地域が自主的・主体的に担うことで、地域の特性を生かした地域づくり・まちづくりが行われるよう、地域コミュニティ機能の充実にに向けた環境整備を推進します。